

北九州市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業
コワーキングスペース認定事業者規約

令和4年12月1日

(目的)

第1条 本規約は、北九州市において、平成30年6月14日付けで変更認定を受けた福岡市・北九州市国家戦略特別区域計画における国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用し、経営・管理の在留資格を得た外国人起業家（以下「外国人起業家」という。）に対し、コワーキングスペースやシェアオフィス等（以下「コワーキングスペース等」という。）の提供等が可能な事業者（以下「事業者」という。）の認定に関し、必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2条 本規約におけるコワーキングスペース等とは、構造上及び利用上の独立性を有していない、共同利用型の区画のことを指す。

(認定された企業等の呼称)

第3条 本規約により認定された事業者の呼称は、北九州市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業コワーキングスペース等認定事業者（以下「認定事業者」という。）とする。

(認定要件)

第4条 北九州市内でコワーキングスペース等を運営し、北九州市における国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（以下、「創業活動促進事業」という。）の趣旨に沿って、外国人起業家に対する支援として次の事項が可能な事業者であることを要件とし、北九州市が認定する。

- (1) 法人登記が可能であること。
- (2) 外国人起業家がコワーキングスペース等を創業人材の事業所確保に係る特例として利用できる期限は、初回の在留資格「経営・管理」更新後、最大で1年までとし、利用期間に関する証明を発行することができること。
- (3) 外国人起業家と英語等によりコミュニケーションをとることができるスタッフ等が、少なくとも平日には在駐(電話やオンライン等による連絡ができる体制を含む)していること、又は翻訳サービス等を用いて、外国人起業家とコミュニケーション可能な体制を構築していること。
- (4) 入居の外国人起業家の事業活動状況等について、北九州市からの照会に速やかに報告できる体制を備えること。

2 前項の規定に関わらず、以下の事由に該当する事業者は認定を受けることが出来ない。

- (1) 代表者、役員又は 使用人その他の従業員若しくは構成員等が、北九州市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員である場合
- (2) 暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が経営に事実上参画している場合

- (3) 特定の政治、宗教、思想等の普及を目的とした団体である場合
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体である場合

（役割）

第5条 認定事業者は、創業活動促進事業の趣旨に沿って、以下の役割を担う。

- (1) 本規約第4条第1項4号に基づき、外国人起業家の活動の進捗を北九州市まで報告する。
- (2) 外国人起業家の初回の在留期間更新時には、必要に応じて「利用期間に関する証明書」（様式第1号）を発行する。ただし、賃貸借契約書等に利用期間が明記されている場合は、その写しを様式第1号に代用することができる。

（認定申請）

第6条 認定に関する申請は、北九州市ウェブサイト上の申込みフォームから行う。

（認定行為）

第7条 北九州市は、認定の申請があった事業者について、第4条の要件を満たしていることを確認した場合は認定し、様式第4号を発行する。また、専用のウェブサイト当該事業者の名称及び必要な情報を掲載する。

（認定の変更及び取消し）

第8条 認定事業者は、実施する取組内容の変更や中止が生じた場合は、北九州市に対して様式第5号により速やかに申請を行う。

- 2 事業所の廃止等が生じた場合、北九州市に対し様式第6号を用いて速やかに申請を行う。
- 3 認定事業者が本規約に違反した場合、認定事業者の認定を取り消すことがある。
- 4 第4条の要件を満たさなくなった場合や事業所の廃止等の事由が生じた場合、認定を取り消すことがある。
- 5 その他、北九州市が認定を不相当と認める場合、認定を取り消すことがある。
- 6 認定の取り消しは様式第7号により通知する。

（事故、苦情等の処理）

第9条 認定事業者は、その責めに帰すべき事由により、北九州市、外国人起業家又は第三者に損害を与えた場合若しくは苦情等が発生した場合は、認定事業者の責任において対応し、解決するものとする。

（事務取扱）

第10条 本規約に係る事務取扱については、北九州市産業経済局地域経済振興部スタートアップ推進課が担うものとする。

附 則

この規約は、令和4年12月1日から施行する。